

収入に関する申立書

扶養認定を申請するにあたり、下記のとおり申立いたします。

【申立内容】

1. 認定申請対象者の現在の収入状況は、給与収入のみであり他の収入(年金、不動産、配当所得等)は一切ありません。
2. 今後、給与収入額の増加・労働契約内容の変更(就労時間の増加等)・その他の事情により収入が変動し、扶養認定基準を超える場合には、速やかに扶養削除等の必要な手続きを行います。
3. 申立内容に虚偽や事実との相違があった場合は、認定時に遡って被扶養者認定の取消しおよび当該期間に発生した医療費の全額およびその他給付金を全額返還することについて異議なく応じることを了承いたします。
4. 提出した労働条件通知書等の内容で収入が判定できないと健康保険組合が判断した場合は、別途必要な書類を提出します。

【確認事項】

上記の申立内容に相違ないことをここに確認いたします。

阪急阪神健康保険組合理事長 殿

年 月 日

健保番号 記号 : _____ 番号 : _____

被保険者名 : _____

認定申請対象者名 : _____ (印)